

日 薬 業 発 第 196 号
令 和 8 年 8 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第2項に規定する
経済上の利益の提供による誘引の禁止について

平素より本会会務の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第2項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止につきましては、令和8年6月24日付け日薬業発第126号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省老健局高齢者支援課ほかより、標記に関する事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

本事務連絡では、高齢者施設等においても留意が必要な事項として、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第2項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止に関する考え方について、改めて周知するよう示されています。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・ 介護保険最新情報 Vol. 1528「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第2項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」(令和8年7月23日付け事務連絡、厚生労働省老健局高齢者支援課ほか)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
第2条の3の2第2項に規定する経済
上の利益の提供による誘引の禁止につ
いて

計3枚（本紙を除く）

Vol.1528

令和8年7月23日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健
課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971)

FAX : 03-3595-3670

事務連絡

令和8年7月23日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第2項に規定する
経済上の利益の提供による誘引の禁止について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3の2第2項の規定「保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。」に関し、保険薬局による高齢者施設等（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に対する経済上の利益の提供について、その規定の考え方が整理され、別紙のとおり、令和8年6月23日に、厚生労働省保険局医療課から地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）宛て周知されたところです。

本件は、高齢者施設等に入所又は入居する患者の保険調剤に関する内容で、高齢者施設等においても留意が必要なものであることから、各自治体の介護保険主管部（局）におかれましても、別紙の内容について御了知の上、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 23 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する
経済上の利益の提供による誘引の禁止について

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 の 2 第 2 項の規定「保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。」に関し、保険薬局による高齢者施設等に対する経済上の利益の提供について、下記のとおりその規定の考え方を整理し、周知いたしますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

昨今、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院等、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「高齢者施設等」という。）に入所又は入居する患者の保険調剤を応需することの見返りとして、保険薬局に対して高齢者施設等の一部の事業者が金品等の提供を要求した事例が報告されています。

今般、保険薬局が高齢者施設等からの金品等の要求に応ずること又は保険薬局が高齢者施設等に金品等を提供することについて、患者の紹介の対価であることを否定できない場合は、患者を紹介する対価としての経済上の利益の提供に該当するものであることをあらためて明確化します。

なお、ここでいう「経済上の利益の提供」には、保険薬局が直接的に又は第三者を介して間接的に行うか否かにかかわらず、高齢者施設等への金銭の供与のほか、

明らかに服薬管理指導業務と関係のない物品やサービスの提供を保険薬局の負担により行うこと（寄付を含めて無償若しくは安価で提供すること又は無償若しくは安価で貸与すること。）も含まれます。

また、次に示す物品又はサービスについて、令和8年6月23日以降、保険薬局が新たに費用を負担すること又は継続的な費用負担を行うことは、「経済上の利益の提供」に該当することを明確化します。

- ・配薬カートや調剤棚等、高齢者施設等に備え付ける什器。
（なお、患者個別に用意する服薬カレンダーや服薬ボックス等について、保険薬局の薬剤師が服薬管理指導業務の一環として必要と判断した場合には、保険薬局の負担により手配することは「経済上の利益の提供」に該当しません。）
- ・高齢者施設等が利用するシステム（施設職員による配薬を支援するシステムや、入居者の見守りシステム等）の導入又は利用。

ただし、当該取扱いについてはこれまで明確化していなかったことを踏まえ、令和8年6月23日において現に保険薬局が継続的な費用負担により行っている行為については、令和9年5月31日までの間に限り、「経済上の利益の提供」に該当しないものとみなします。